

新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第 66 回）記録

開催日 令和 3 年 10 月 22 日（金）16 時 30 分

1 各部報告

(1) 基本的対策徹底期間における対応を踏まえた区の対応等について（危機管理担当部）

- 区施設等については、原則午後 8 時までとされていた利用時間の制限を廃止し、業種別ガイドラインを遵守したうえで運営することを決定した。ただし、地域交流館等の浴室利用の中止及び高田馬場駅前広場の閉鎖については、令和 3 年 11 月 30 日まで継続することとした。

また、繁華街における路上飲み対策については、令和 3 年 12 月 31 日まで継続することを決定した。